

日本集中治療医学会東北支部 連絡協議会委員選出細則

支部連絡協議会委員は医師、看護師、臨床工学技士等からなり、任期は1年とし、再任を妨げない。総数はおよそ30名とする。

第1条 運営委員が、所定の推薦状を添えて推薦できる

第2条 以下の選出基準により、支部運営委員会で審議のうえ選任する

- 1) 正会員
- 2) 教育・学術活動に積極的に取り組んでいる者
- 3) 原則的に各施設の1部署から複数名の選出とならないように配慮する

第3条 以下のいずれかに該当する者は、資格を喪失する

- 1) 本会会員資格を喪失した場合
- 2) 満65歳以上
- 3) 委員辞退の申し出をした場合
- 4) 当支部学術集會に3回以上連続して欠席した場合

第4条 本細則は、支部運営委員会の議により改定できる

附 則 本細則は2020年9月25日より施行する。